

「置賜文化ホール」の指定管理者の指定について

置賜文化ホールの指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

1 施設名 置賜文化ホール

2 募集期間 非公募

非公募とした理由：当施設は山形県と米沢市との合築施設という特殊性があるため。

3 指定管理者として指定した団体

団体名：米沢市

住 所：米沢市金池五丁目2番25号

4 審査の方法

審査基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計6名で構成）において、下記のとおり総合的に審査及び評価を行った。

(1) 審査の手順

- ・事務局及び申請団体から申請概要の説明
- ・申請団体に対する質疑、応答
- ・各審査委員による評価及び評価結果の集計
- ・評価結果に基づく総合的な審議・評価

(2) 評価の方法

審査基準に基づき、利用者へのサービス向上、施設の維持管理の効率化等を中心に、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

5 審査基準

- ① 公の施設の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること。

置賜文化ホール申請内容評価表

選定基準	審査項目	審査のポイント
I 共通事項	1 施設の管理・運営方針	○施設の設置目的及び基本方針と申請者が示した方針は合致するか。
	2 施設の管理・運営に係る経費の内容	○委託料の上限額（306,018 千円（H31 年度 60,758 千円、H32～H35 年度 61,315 千円））以下か。
	3 収支計画の適確性及び実現の可能性	○収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ○収支計画は実現可能なものか。
II 施設の平等利用の確保	1 施設の平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	○使用許可手続き、利用料金体系等が、平等に利用できる仕組みになっているか。 ○利用者のニーズの把握と苦情対応等の計画は十分か。
III 事業計画書の内容が、施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができる	1 利用者の増加を図るための具体的手法と期待される効果	○利用拡大の取組内容は十分か。 ○具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 ○地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。
	2 サービス向上を図るための具体的手法と期待される効果	○管理・運営状況に関する分析・検証を十分に考慮しているか。 ○高齢者・障がい者の利用に配慮した施設運営となっているか。
	3 施設の維持管理等の内容、的確性、効率性及び実現可能性	○県が求める管理基準に合致しているか。 ○維持管理・修繕は効率的で実現可能な計画となっているか。 ○米沢市上杉博物館との合築施設であるという特殊性を踏まえ、機能や設備を十分に活用しているか。
	4 危機管理対策及び個人情報・公益通報者保護の取扱い	○危機が発生した場合の対応計画及び予防対策は十分か。 ○個人情報保護・公益通報者保護への取組みは十分か。
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	1 安定的な管理・運営が可能となる人的能力	○職員体制は十分か。 ○有資格職員は充足しているか。
	2 安定的な管理・運営が可能となる業務実績	○これまでの置賜文化ホールの管理・運営実績
総合評価		

6 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は次のとおりであり、この審査結果を踏まえ、米沢市を指定管理者の候補者として選定した。

（審査結果）

評価表の各審査項目及び総合評価に対し、各委員が「○」又は「×」を記入して審査した結果、各審査項目及び総合評価は6人の委員全員が全て「○」となった。

各委員による総合評価の結果、米沢市が審査基準の各審査項目を満たすと判断され、指定管理者の候補者として適当とした。

7 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

8 指定

平成30年9月県議会の議決を経て、平成30年10月30日に指定管理者として指定した。